

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 那須電機鉄工株式会社

【英訳名】 NASU DENKI-TEKKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 那 須 幹 生

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿一丁目1番14号山田ビル

【電話番号】 (3351)6131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 杉 村 嘉 穂

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿一丁目1番14号山田ビル

【電話番号】 (3351)6131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 杉 村 嘉 穂

【縦覧に供する場所】 那須電機鉄工株式会社 八千代工場
(千葉県八千代市吉橋字内野1085番地5)

那須電機鉄工株式会社 大阪工場
(大阪府大阪市西淀川区中島2丁目12番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第93回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 10円 総額 116,685,310円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になったこと、ならびに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査等委員会設置会社への移行ならびに責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を変更するため、定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役として、那須幹生、平岡和博、本庄隆、西岡雅之、高橋昌裕、鈴木智晴、杉村嘉穂および工藤剛生の8名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

取締役として、児平幸三、黒滝一雄および木村英知の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小竹良夫氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬額を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を現行と同額の「年額2億5千万円以内」と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役の報酬額を「年額5千万円以内」と定める。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

平成24年6月28日開催の当社第90回定時株主総会において承認された当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部を変更し、継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議の結果
第1号議案 剰余金の処分の件	9,255	7	0	99.92	可決
第2号議案 定款一部変更の件	9,256	6	0	99.94	可決
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)8名選任の件					
那須 幹生	9,253	9	0	99.90	可決
平岡 和博	9,253	9	0	99.90	可決
本庄 隆	9,253	9	0	99.90	可決
西岡 雅之	9,253	9	0	99.90	可決
高橋 昌裕	9,253	9	0	99.90	可決
鈴木 智晴	9,253	9	0	99.90	可決
杉村 嘉穂	9,252	10	0	99.89	可決
工藤 剛生	9,253	9	0	99.90	可決
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
児平 幸三	9,256	6	0	99.94	可決
黒滝 一雄	9,256	6	0	99.94	可決
木村 英知	9,255	7	0	99.92	可決
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件					
小竹 良夫	9,253	9	0	99.90	可決
第6号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額決定 の件	9,255	7	0	99.92	可決
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	9,255	7	0	99.92	可決
第8号議案 当社株式の大規模買 付行為への対応方針 (買収防衛策)の継 続の件	9,220	42	0	99.55	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案、第7号議案ならびに第8号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

・第3号議案、第4号議案ならびに第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の過半数の賛成であります。

2. 賛成割合の算出にあたっては、本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。